

農薬を扱う皆さんにお願いです

農薬散布には、今まで以上の配慮を ⑧農政課農政企画係 ☎44 3133



食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月29日(月)から農作物の農薬残留についての規制が強化されます。

農作物から基準値以上の農薬が検出された場合、その農作物はすべて販売できなくなります。第三者の不注意によって飛散した農薬が、農作物に付着し、基準値以上の農薬が検出してしまうと、その農作物は販売できません。農薬を散布する場合には、まわりの農作物へ飛散しないように今まで以上に気を付けてください。

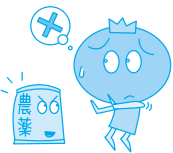
Q? 今まで以上に農薬の飛散に気を付けなくてはならないのはどうしてですか？

A! 食品衛生法の改正に伴い、農作物の農薬残留に関する規制が強化されます。

わずかな農薬の残留が原因で、農家の方が、丹精込めて作った農作物が販売できなくなる可能性があります。

Q? どのように病害虫防除をすればよいのでしょうか？

A! できるだけせんだい捕殺による防除に努めてください。



農薬を散布する場合は、散布する前に次のことを確認しましょう。

容器や包装に記載されている濃度や使用基準を守りましょう。
水田や畑などが隣接している場合は、農薬散布前にその生産者の方に連絡しましょう。
なるべく農薬が飛散しにくいタイプの農薬（粒剤タイプ）を選びましょう。

散布器具の洗浄は、しっかりとできているか確認しましょう。

Q? 農薬を散布する時には、どのようなことに注意したらよいのでしょうか？

A! 次のことに注意しながら、農薬を散布しましょう。

散布する時は、風のない日を選びましょう。

植物の近くで散布し、植物以外の方向に散布しないようにしましょう。

散布器の圧力は、強すぎないようにしましょう。

散布量は、多すぎないように適量にしましょう。

できるだけ遮へいシートや網目ネットを設置しましょう。

Q? もし農薬が飛散してしまい、農家の方の農作物に付着してしまった時は、どこに相談したらよいですか？

A! すぐに農家の方に知らせるとともに、指導機関に相談しましょう。

【JA遠州中央袋井営農センター】

☎48 6636

【県中遠農林事務所地域振興課】

☎37 2283

【県病害虫防除所】

☎36 1543